岩手県告示第 165 号

生活保護法(昭和25年法律第114号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所及び事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 20 年 3 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

訪問看護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			
名称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	1	変更前	変更後	
有限責任中間法人 岩手県地域理学療 法支援機構	盛岡市長田町 9番1	盛岡市上田一丁 目1番30号	有限責任中間法人岩 手県地域理学療法支 援機構附属訪問看護 ステーションいわて	盛岡市長田町 9番1	盛岡市上田一丁 目1番30号	平成 19 年 5 月 19 日